

第 1 号議案

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例の件

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和 2 年 3 月 条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(オフィスビル事業計画の認定)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第 1 項の認定の対象となるオフィ スビルは、当該オフィスビル事業計 画が第 1 条の目的に合致し、かつ、 次の各号のいずれにも該当するもの でなければならない。</p>	<p>(オフィスビル事業計画の認定)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第 1 項の認定の対象となるオフィ スビルは、当該オフィスビル事業計 画が第 1 条の目的に合致し、かつ、 次の各号のいずれにも該当するもの でなければならない。</p>

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「旧エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受け

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けて

ている計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

いる計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾ

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾ

ーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にとっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

ン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にとっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日(以下「失効日」という。)後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋(同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定(アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。))を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日(以下「失効日」という。)後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋(同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定(アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。))を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。))に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。))に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和2年1月2日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

(2) [略]	(2) [略]
4～9 [略]	4～9 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、施行日以後に第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者（第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和4年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和5年9月30日」とする。
- 3 新条例第21条の規定は、施行日以後に第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

不均一課税の適用期限を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。